

議案第 3 2 号

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（道路予定区域の占用料）

第 6 条 法第 9 1 条第 2 項に規定する道路予定区域の占用料については、この  
条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号参考資料

山陽小野田市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(道路予定区域の占用料)</u> 第6条 法第91条第2項に規定する道路予定区域の占用料 については、この条例の規定を準用する。 第7条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>